

小規模企業経営力向上支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、小規模企業がその特性に応じた持続的発展を図ることを促進するため、小規模企業経営力向上支援事業を行う商工会議所及び静岡県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「小規模企業経営力向上支援事業」とは、小規模企業経営力向上事業を実施する小規模企業に対して補助し、及び当該小規模企業を支援する事業をいう。
- (2) この要綱において「小規模企業経営力向上事業」とは、小規模企業（経営革新計画の承認を受けたものを除く。）が行う工夫・改善による新たな取組であって、以下の要件のすべてを満たすものをいう。
 - ア 自社がこれまでに行ったことがないもの又は既存のものを大幅に改善するもの
 - イ 新たな需要の開拓又は生産性の向上を目指して行うもの
 - ウ 経営革新計画の承認取得を目指す3年間の経営ビジョンを策定した上で行うもの
- (3) この要綱において「小規模企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) この要綱において「経営革新計画の承認」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項に規定する承認をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業期間内に、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、速やかにその旨を知事に届け出なければならないこと。
- (6) 知事は、補助事業期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定等による収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (9) 商工会議所会頭及び静岡県商工会連合会会長（以下「会頭等」という。）が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(8)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(6)までの事項中「知事」とあるものは「会頭等」と、(4)及び(6)の事項中「県」とあるものは「商工会議所等」と読み替えるものとする。
- (10) 会頭等が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (11) 会頭等が補助金の交付の決定をする際の条件として付した(4)又は(6)により商工会議所等に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 軽微な変更

第5の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 事業の内容の変更
補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- (2) 経費の配分の変更
交付決定を受けた額の20%以内の減少となる変更

第7 経費流用の禁止

別表の区分間の経費の流用をすることはできない。

第8 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書 (様式第5号)
- イ 変更事業計画書 (様式第2号)
- ウ 変更収支予算書 (様式第3号)

第9 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書 (様式第6号)
- イ 小規模企業支援実績書 (様式第7号)
- ウ 事業実績書 (様式第2号)
- エ 収支決算書 (様式第3号)
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書 (様式第8号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書 (様式第8号)
- イ 資金状況調べ (様式第4号)

第12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合に

は、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 会頭等が補助金の交付をする場合の取扱い

会頭等が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合においては、(3)の事項中「知事」とあるものは「会頭等」と、「県」とあるものは「商工会議所等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象	補助率（額）
<p>小規模企業が実施する小規模企業経営力向上事業に要する経費のうち、開発費、機械装置等費（ITソフトウェア含む）、広報費、展示会等出展費、旅費、借料・損料、専門家謝金、専門家旅費、雑役務費、資料購入費、産業財産権等の導入経費、通訳料・翻訳料、委託費、外注費について、商工会議所等が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>（注）消費税は補助対象としない。</p> <p><u>（注）ソフトウェアを導入する場合は、導入後の専門家による活用・効果分析を実施。</u></p>	<p>小規模企業が実施する当該事業に要する経費の3分の2の範囲内（1企業当たり500千円を限度とする。）で、かつ、商工会議所等が補助するのに要する10分の10以内とし、別に定める額を限度とする。</p>
<p>商工会議所等が実施する小規模企業の支援に要する経費のうち、通信運搬費、印刷製本費、旅費、燃料費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、雑役務費</p>	<p>左に掲げる経費の10分の10以内で、別に定める額を限度とする。</p>

様式第1号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

小規模企業経営力向上支援事業交付申請書

第 号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 職・氏 名 印

年度において小規模企業経営力向上支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 事業の内容

別添の事業計画書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 円

補助金交付申請額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

3 補助事業完了予定期日 年 月 日

4 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

様式第2号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)

区分	内容	実施 (予定) 時期

様式第3号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
補助金	円	円	円	円	
事務費					
計					

様式第4号 (様式 日本工業規格A4縦型)

資 金 状 況 調 べ

単位：円

月別 区分	収入				支出			差引残高
				計			計	
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
計								

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

小規模企業経営力向上支援事業計画変更承認申請書

第 号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 職・氏 名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた小規模企業経営力向上支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実績報告書

第 号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 職・氏 名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた小規模企業経営力向上支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金額 円

(補助金所要額)

(補助金に係る消費税仕入控除税額等)

(補 助 金 額)

円 -

円 =

円

3 補助事業完了日 年 月 日

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた小規模企業経営力向上支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 職・氏 名 印

口座振替先金融機関名

口座種別 No

様式第9号（用紙 日本工業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 職・氏 名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた小規模企業経営力向上支援事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |